

## 農業分野における多様な担い手確保事業実施要領 (中高年新規就農者定着のための施設等導入支援)

### (目的)

第1条 人口減少の影響を受け、全国的に人手不足が進行しており、農業においても、従事者不足が急激に進むことが懸念されている。そこで、外国人材や女性、中高年、障がい者といった多様な人材による労働力の確保が重要となっている。多様な人材が農業をしやすい環境整備を補助することで、農業における労働条件の改善を図り、魅力ある産業として多様な働き手の確保・定着を促進する。

### (事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、三重県内で新規独立・自営就農する中高年（50歳以上65歳未満）で以下の要件を満たす者とする。

- (1) 次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者
- (2) 令和7年度の農業経営を開始する予定又は令和3年4月以降に独立・自営就農していること。
- (3) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (4) 販売農家であること又は事業実施の翌年度までに販売農家となることが確実と見込まれること。

### (事業の内容)

第3条 知事は、新規独立・自営就農及び経営の安定につながる「機械設備等導入」に係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ相当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）及び担い手支援課関係補助金等交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、農業生産に直接に資する20万円以上の施設・機械等の導入に係る経費として、証拠書類によって発注、納品、支払いの金額、時期、内容

が確認できるものとする。

原則として、導入する施設・機械等は運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイドシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

2 補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）とし、事業を実施しようとする者（以下申請者という。）1人当たり上限金額75万円とする。

（目標年度）

第5条 事業実施の翌々年度とする。

（国補助金との重複受給の禁止）

第6条 第4条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においても、本補助金との補助金の総額が総事業費を超えないものとする。

（事業実施計画の提出）

第7条 申請者は、別記様式1により事業実施計画書（別紙1）、必要な添付資料及び役員等に関する事項（別記様式2）を作成し、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

（事業実施計画の採択審査）

第8条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容について審査を行うものとする。

2 前項の審査により、適当と認められた事業実施計画について、事業実施計画の採択に係る基準（別添1）に基づき、成果目標のポイントが上位の計画から、予算の範囲内において採択をするものとする。なお、予算に限りがあるため、審査の結果によっては補助金を減額することがある。

（審査の結果の通知）

第9条 知事は、前条2項の規定による審査結果を申請者に通知するものとする。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

第10条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じ

た場合、第7条の手續に準じて、変更（中止又は廃止）承認申請（別記様式3）を知事に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 事業費の30%を超える減少
- (2) 補助金額の増加
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業の中止又は廃止

(軽微な変更)

第11条 知事が定める軽微な変更は、交付要領別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき、交付申請書（交付要領第1号様式）を提出し、交付決定を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

(事業の着手)

第13条 事業の着手は、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、交付要領第13条の規定に基づき、交付決定前着手届（交付要領第9号様式）を知事に提出するものとする。

(事業完了報告書の提出)

第14条 事業実施主体は、事業完了後、速やかに別記様式4により事業完了報告書および必要な添付資料を、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。

附 則（令和7年11月6日 農林水第11-549号）

- 1 この要領は、令和7年11月6日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。